

支援学級等就学奨励費制度について

当初提出期限は 令和5年7月12日(水)です。

1. この制度の目的

心身に障害のある児童または生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の就学の奨励を図ることを目的として支援学級等就学奨励費を支給します。

2. 対象者 枚方市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する児童生徒の保護者

- (1) 枚方市立の小学校又は中学校の支援学級に在籍する児童又は生徒
- (2) 枚方市立の小学校又は中学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒 ※裏面4の(2)の表を参照してください。
- (3) 枚方市立の小学校又は中学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行規則に規定する特別の教育課程(通級指導教室「ことばを育てる教室」「きこえとことばの教室」等)による教育を受ける児童又は生徒(前号に該当する者を除く。)

※上記(2)に該当する場合は、学校支援課へご連絡ください。

3. 支給内容等について 世帯の所得により、支給内容が異なります。

(1) 認定基準額 (参考)

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
世帯の合計 所得金額	約453万円	約594万円	約704万円	約860万円	約999万円	約1,127万円

(注) 家族構成、年齢、社会保険料等の控除により認定基準額は異なります。よって、上表より所得金額が多い場合でも、支給対象となる場合がありますので、まずは申請書をご提出ください。

(2) 支給費目

①上記2の(1)(2)に該当する保護者(※金額は認定となった場合の1年間の額)

支給費目	区分	基準額以下の場合	基準額を超える場合	支給予定日 <small>※7月13日以降の申請者は下記と異なる場合があります。</small>
	就学援助認定者 生活保護受給者			
学用品・通学用品購入費 <small>※宿泊を伴わない校外活動費を含む</small>	就学援助費 または 生活保護費 で支給します	小学生 6,620円 中学生 12,525円	/	11月末 と 3月末
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(新1年のみ)		小学1年生 25,555円 中学1年生 30,490円 (※注1)		11月末
校外活動費 (宿泊を伴う)		宿泊を伴う校外活動に必要な交通費・宿泊費・見学料の半額相当額		11月末 または 3月末
修学旅行費		修学旅行に必要な交通費・宿泊費・見学料等の半額相当額		
学校給食費		小学生 学校給食費の半額相当額 中学生 実費の半額相当額		小学生 11月末 と3月末 中学生 4月末
通学費	自宅から在籍する学校までの交通費相当額(※注2) ※校区外の学校に通学してる場合は対象外		左記の半額	
交流学习交通費	学校教育の一環として支援学校又は他の小・中学校の支援学級の児童、生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費相当額。(※注2)		左記の半額	3月末
職場実習交通費 (※中学校のみ)	中学校の教育課程に従い、学校外の事業所等において校長の管理のもとに生徒が現場実習に参加する場合の交通費相当額。(※注2)		左記の半額	

(※注1) 小学校入学前に、就学援助制度にて小学校入学準備金の支給を受けている場合は、本制度における小学1年生の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は対象となりません。
小学6年生時、就学援助制度にて中学校入学準備金の支給を受けている場合は、本制度における中学1年生の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は対象となりません。

(※注2) 公共交通機関利用の場合。

②上記2の(3)に該当する保護者

自宅又は在籍する学校から特別教育課程による教育を受ける場所までの交通費相当額(またはその半額)のみが支給対象です(公共交通機関利用の場合)。

裏面へ続きます

4. 申請方法

在籍する学校を通じて次の書類を提出してください。

(1) 支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者・通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者

- ① 令和5年度支援学級等就学奨励費支給申請書（通級指導教室通学者は別添様式も含む）
- ② 口座振込依頼書（申請用紙の裏面にあります。）
- ③ 収入に関する証明書（同一生計世帯の前年の収入状況を明らかにする書類）

※令和5年（2023年）1月1日現在、枚方市以外の市区町村に居住していた場合、必ず添付。

※令和5年度（2023年度）就学援助認定者、生活保護受給者は不要。

※令和5年（2023年）1月1日現在、枚方市内に居住していた場合、認定審査に必要ですので、令和4年（2022年）中の収入・所得の有無にかかわらず、税務署または市役所市民税課へ所得の申告をされていない人は、令和4年（2022年）中の収入・所得がわかるよう令和5年度市・府民税の申告を済ませておいてください（源泉徴収されている分は除く）。

【収入に関する証明書】 ※認定審査時に枚方市市民税課税台帳で確認できない場合、提出を求めます。

	所得者区分	収入に関する証明書の種類
ア	給与所得者（会社員等）	令和5年度 市・府民税特別徴収税額通知書（写し可）6月頃に会社より配布されます。 ※源泉徴収票は不可。
イ	事業所得者（自営業）	令和5年度 市・府民税納税・税額決定通知書（6月上旬に市役所市民税課より送付されます。）（写し可）
ウ	証明書のない人・非課税の人	令和5年度 市・府民税課税証明書（写し可） 令和5年（2023年）1月1日現在居住していた市区町村が発行する証明書

(2) 通常学級のみ^に在籍で、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童又は生徒の保護者

※申請をお考えの場合は、教育委員会 学校支援課までご連絡をお願いします。

【学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の状況】

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

5. 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

当初申請 **令和5年（2023年）7月12日（水）**

※当初申請された場合、4月分からの支給対象になります。ただし、5月1日以降の転入学、途中入級の場合は、その月分から支給対象となります。

途中申請 令和6年（2024年）2月末日まで

(2) 提出先

在籍する枚方市立小・中学校

6. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校支援課 電話050-7105-8043